

オハラ敷地内の工場建設工事に伴う土壌調査結果について

オハラでは工場建設工事に伴い、「土壌汚染対策法」に基づいた対象区域の土壌調査を実施いたしました。その結果、対象区域の一部から基準値を超える特定有害物質（カドミウム、鉛、ホウ素）が検出されました。以下に調査の結果と今後の対応について報告します。

記

1. 土壌調査の結果

①土壌ガス分析結果は、基準値を超える有害物質は検出されませんでした。

②土壌中から基準値を超えるカドミウム、鉛、ほう素が検出されました。

基準値を超えた有害物質について次表に示します。

基準超過物質	土壌・溶出量 最大値(mg/l)		基準超過 地点数	汚染深度 (m)	土壌・含有量 最大値(mg/kg)		基準超過 地点数	汚染深度 (m)
	基準値	測定値			基準値	測定値		
カドミウム	0.01	/	—	—	150	730	2	0.5
鉛	0.01	0.011	1	0.5	150	2000	9	0.5~1.0
ほう素	1	11	3	0.5~1.0	4000	/	—	—

2. 汚染の原因

汚染の原因は、光学ガラスの製造に起因するものと思われます。

オハラでは、小原光学硝子製造所として操業開始以来光学ガラスの製造を行っており、原材料としてこれらの物質を使用しておりました。

なお、現在生産中の一部のガラスには鉛、ほう素を使用しておりますが、その使用・保管に関しては厳重に管理しております。

3. 周辺環境への影響

敷地内の観測井戸からは基準値を超える有害物質は検出されておらず、周辺環境及び健康被害等への影響はありません。

汚染土壌の飛散等による周辺地域への影響については、汚染区域のほとんどがアスファルト舗装であり、舗装以外の地面には飛散防止シートで被覆しているため、汚染拡大の心配はないものと考えます。

4. 今後の対応

今回の工場建設に当たって、当該基準値を超える全ての土壌に対する搬出・処分については、法令及び行政機関の指導に基づき適切に対応してまいります。

5. その他

土壌調査の結果については、2月12日に相模原市環境経済局への報告を行い、4月3日に*「形質変更時
要届出区域」の区域指定を受けました。

*「形質変更時要届出区域」：土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれはないが、その土地区域の形質を
変更しようとする時は、届出をしなければならない区域

以上

【別紙】

調査対象範囲と結果

